



2026年5月20日

各 位

会 社 名 スタンレー電気株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 貝住 泰昭
(コード番号：6923 東証プライム)
問合せ先 常務執行役員コーポレート本部長 桑田 郁夫
(TEL. 03-6866-2222)

株式報酬制度（役員報酬BIP信託）の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、当社の取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。以下、「対象取締役」という。）を対象に、現行の譲渡制限付株式報酬制度（以下、「旧制度」という。）に代わる新たな株式報酬制度として「役員報酬BIP信託」（以下、「本制度」という。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2026年6月25日開催予定の第121回定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

- (1) 当社は、役員報酬制度の見直しを行い、旧制度を廃止するとともに、当社の対象取締役を対象に、対象取締役の株価上昇、株主価値向上及び企業価値向上への貢献意欲を高め、株主の皆さまとの価値共有を更に進めることを目的として、本制度を新たに導入いたします。
- (2) 本制度の導入は、本株主総会において承認を得ることを条件とします。
- (3) 本制度では、役員報酬BIP (Board Incentive Plan) 信託と称される仕組みを採用します。本制度は、対象取締役の役位等により当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下、「当社株式等」という。）を対象取締役に交付及び給付（以下、「交付等」という。）するものです。
- (4) 当社は、取締役会の諮問機関として、社外役員を中心とし、社外取締役が委員長を務める、指名・報酬委員会に相当する任意の委員会であるガバナンス委員会を設置しており、本制度の導入については、同委員会の審議を経ております。
- (5) 当社は、本株主総会での本制度の導入に関する議案の承認可決を条件として、以後

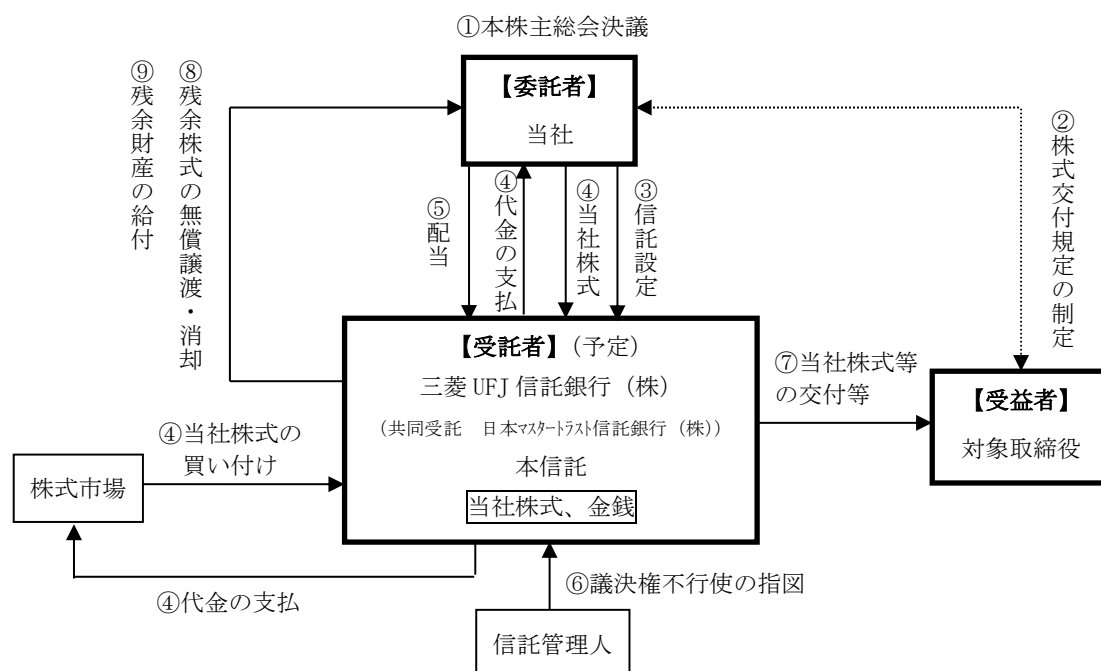
新たに、旧制度に基づく譲渡制限付株式の割当ては行わないことといたします。

2. 本制度の内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する対象取締役の報酬額に相当する金銭を原資として、信託が当社株式を取得し、当該信託を通じて役位等に応じて対象取締役に当社株式等の交付等を行う株式報酬制度です（詳細は下記(2)以降のとおり。）。本制度は、当社が掲げる中期経営計画の対象とする事業年度（以下、「対象期間」という。）を対象とし、当初は2027年3月末日で終了する事業年度から2030年3月末日で終了する事業年度まで（4事業年度）を対象とします。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は本制度の導入に関して、本株主総会において役員報酬に係る必要な決議を得ます。
- ② 当社は取締役会の決議により、本制度に関する規定として株式交付規定を制定します。
- ③ 当社は、①の株主総会決議で承認を受けた範囲内で対象取締役に對する報酬の原資となる金銭を拠出し、受益者要件を充足する対象取締役を受益者とする信託（以下、「本信託」という。）を設定します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として当社株式を株式市場又は当社（自己株式処分）から取得します。本信託が取得する株式数は、①の当

社の株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。

- ⑤ 本信託内の当社株式に対する配当は、他の当社株式と同様に行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 株式交付規定に従い、信託期間中、対象取締役の役位等に応じ、対象取締役にポイントが付与されます。対象取締役は、原則、毎事業年度終了後に、付与されたポイント数の一定の割合に相当する数の当社株式の交付を受けます。交付された当社株式には、35年間の譲渡制限（以下、「譲渡制限期間」という。）を設定し、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。ただし、対象取締役が譲渡制限期間満了前に、対象取締役の地位から任期満了その他当社の取締役会が正当と認める理由により退任した場合または死亡により退任した場合等には、原則、その時点で譲渡制限を解除します。また、原則、譲渡制限解除時に、残りのポイントに相当する数の当社株式について、信託契約の定めに従い、本信託内で換価したうえで換価処分金相当額の金銭の給付を受けます。このほか、本信託内の当社株式に対して支払われた配当についても、信託期間中に到来する各配当基準日における対象取締役のポイント数の累積値に応じた金額が、原則、当該対象取締役の退任時に給付されます。
- ⑧ 信託期間の満了時に生じた残余株式は、本制度又はこれと同種のインセンティブプランとして本信託を継続利用する場合には、対象取締役に対する交付等の対象となります。信託期間の満了により本信託を終了する場合には、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを無償で取得したうえで、その消却を行う予定です。
- ⑨ 信託期間満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当の残余は、本信託を継続利用する場合には、株式取得資金として活用されますが、本信託を継続せず終了する場合には、株式取得資金の残余と信託費用準備金の合計額（以下、「信託留保金」という。）の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託留保金を超過する部分については、対象取締役に給付する予定です。

※受益者要件を充足する対象取締役への当社株式等の交付等により、本信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に本信託が終了します。なお、当社は、対象取締役に対する交付等の対象とする当社株式の取得資金として、本株主総会で承認を受けた範囲内で、本信託に対し、追加で金銭を拠出する可能性があります。

(2) 信託期間

当初の信託期間は、2026年7月（予定）から2030年8月（予定）までの約4年間とします。ただし、信託期間の満了時において、下記(3)のとおり信託期間の延長を行うことがあります。

(3) 信託金額及び本信託による当社株式の取得方法

当社は、対象取締役に対し交付等を行う当社株式の取得のために、対象期間毎に拠出する信託金の上限を、2億5千万円に当該対象期間の年数を乗じた金額（当初の対象期間である4事業年度については10億円）としたうえで、かかる信託金を拠出し、対象取締役を受益者として対象期間に対応する信託期間約4年間の本信託を設定します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託金を原資として当社株式を株式市場又は当社（自己株式処分）から取得します。当社は、対象期間中、対象取締役に対するポイント（下記(4)のとおり。）の付与を行い、本信託は当社株式等の交付等を行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、その時点において当社が掲げる中期経営計画の対象となる事業年度が新たな対象期間となり、当該期間に応じた年数について本信託の信託期間を延長します。当社は延長された期間毎に、本株主総会の承認決議を得た、本信託に拠出する信託金の上限額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、対象取締役に対するポイントの付与を継続し、本信託は当社株式等の交付等を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（対象取締役に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）及び金銭（以下、「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と当社が追加拠出する信託金の合計額は、本株主総会で承認決議を得た、本信託に拠出する信託金の上限額の範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に行うことがあります。なお、本信託に拠出する信託金の上限額は、旧制度にかかる報酬の上限額と同様となります。

また、信託期間の満了時（上記の信託期間の延長が行われた場合には延長後の信託期間の満了時）で信託契約の変更及び追加信託を行わない場合には、それ以降、対象取締役に対する新たなポイント付与は行われませんが、受益者要件を満たす可能性のある対象取締役に対する当社株式等の交付等が完了するまで、一定期間に限り、本信託の信託期間を延長させることがあります。

(4) 対象取締役が交付等を受ける当社株式等の数の算定方法及び上限

対象取締役に対して交付等が行われる当社株式等の数は、役位等に応じて付与され

るポイント数により定まります。

1ポイント＝当社普通株式1株とし、本信託内の当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等が生じた場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数及び本信託から交付等が行われる当社株式等の上限株数を調整します。

本信託の信託期間中对象取締役に対して付与されるポイント数の上限は、1事業年度あたり70,000ポイントとし、本信託の信託期間中对象取締役が本信託から交付等を受けることができる1事業年度あたりの当社株式等の数の上限は、当該上限ポイント数に相当する株式数とします（以下、「上限交付株式数」という。）。

なお、上記(3)により本信託の継続が行われた場合、延長された信託期間における1事業年度あたりの上限交付株式数も同様とします。この上限交付株式数は、上記(3)の当社が抛出する金員の上限を踏まえて、直近の株価等を参考に設定しています。なお、1事業年度あたりの付与ポイント数の上限は、旧制度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限と同様となります。

(5) 対象取締役に対する当社株式等の交付等の方法及び時期

受益者要件を充足した対象取締役は、原則、毎事業年度終了後に、所定の受益権確定手続きを行うことにより、上記(4)に基づき算出されるポイント数の一定の割合に相当する数の当社株式について交付を受けます。交付された当社株式には、譲渡制限期間を設定し、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除することといたします。ただし、対象取締役が譲渡制限期間満了前に、対象取締役の地位から任期満了その他当社の取締役会が正当と認める理由により退任した場合または死亡により退任した場合等には、原則、その時点で譲渡制限を解除することといたします。

譲渡制限の対象とする当社株式は、譲渡制限期間中、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないよう、対象取締役が予め証券会社に開設した専用口座で管理される予定です。

譲渡制限期間中に対象取締役に重大な違反行為が発生したと当社の取締役会が認めた場合等には、対象取締役に交付された株式を、当社が当然に無償取得できるものとし、

また、原則、上記の譲渡制限解除時に、納税資金として、所定の受益権確定手続きを行うことにより、残りのポイントに相当する数の当社株式について、本信託内で換価したうえで、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとし、

なお、信託期間中に対象取締役が国内非居住者となった場合は、原則としてその時点で付与されているポイント数に相当する数の当社株式の全てを、本信託内で換価したうえで、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該対象取締役が受けるものとし、

また、信託期間中に対象取締役が死亡した場合は、原則としてその時点で付与されているポイント数に相当する数の当社株式の全てを本信託内で換価したうえで、当該対象取締役の相続人が換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

(6) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使しないものとします。

(7) 本信託内の当社株式の配当の取扱い

本信託内の当社株式について支払われた配当は、本信託が受領した後、本信託の信託報酬・信託費用に充てられるほか、信託期間中に到来する各配当基準日における対象取締役のポイント数の累積値に応じた配当金相当額が、原則、当該対象取締役の退任時に給付されます。

(8) 信託期間満了時の残余株式及び配当金の取扱い

信託期間満了時に残余株式が生じた場合は、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより本信託を継続利用するか、又は、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議によりその消却を行う予定です。

また、信託期間の満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当金の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、本信託を終了する場合には、信託留保金を超過する部分については、受益権割合に従って対象取締役に給付する予定です。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- ① 信託の種類 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
- ② 信託の目的 対象取締役に対するインセンティブの付与
- ③ 委託者 当社
- ④ 受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社 (予定)
(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (予定))
- ⑤ 受益者 対象取締役のうち受益者要件を充足する者
- ⑥ 信託管理人 当社と利害関係のない第三者 (公認会計士)
- ⑦ 信託契約時期 2026年7月 (予定)
- ⑧ 信託の期間 2026年7月 (予定) ~ 2030年8月 (予定)
- ⑨ 制度開始時期 2026年7月 (予定)
- ⑩ 議決権行使 行使しない
- ⑪ 取得株式の種類 当社普通株式
- ⑫ 信託金の上限額 1,000百万円 (予定) (信託報酬・信託費用を含む)
- ⑬ 株式の取得方法 株式市場又は当社 (自己株式処分) から取得
- ⑭ 帰属権利者 当社
- ⑮ 残余財産 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託留保金の範囲内とします。

(注) 上記において予定されている時期については、適用法令等に照らして適切な時期に変更されることがあります。